

# 後発事象の特例的な取扱いの引継ぎ方、検討—ASBJ

去る5月7日、企業会計基準委員会が、第546回企業会計基準委員会を開催した。主な審議事項は以下のとおり。

## 後発事象に関する会計基準

前回（2025年5月10日・20日合併号（No.1743））情報ダイジェスト参照）に引き続き、JICPA監査基準報告書560実務指針1号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以下、「監基報560実1」という）をASBJに移管するにあたっての検討が行われた。

監基報560実1においては、次の修正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱うこととする特例的な取扱いが設けられている。

- (1) 金商法個別の取扱い  
会社法監査における会計監査人の監査報告書日後に発生した場合の修正後発事象
- (2) 金商法連結の取扱い  
親会社の計算書類に係る監査報告書日後、有報の連結財務諸

表における監査報告書日までに発生した修正後発事象  
(3) 会社法連結の取扱い  
計算書類の会計監査人の監査報告書日から連結計算書類の会計監査人の監査報告書日までに発生した修正後発事象

これらの取扱いの引継ぎ方について、(3)の両監査報告書日は同一の日に収斂しているという、事務局による調査結果の状況を踏まえ、事務局から、次の2案が示され、案2を採用する

## 会計 法人税等会計基準の見直し、検討開始—ASBJ、税効果会計専門委

去る5月12日、企業会計基準委員会は、第93回税効果会計専門委員会を開催し、法人税等会計基準の見直しについて、検討が行われた。

### 見直しの方針

第544回親委員会（2025年4月20日号（No.1741））情報ダイジェスト参照）で、次の

提案がされた。

- (案1) (1)と(2)の取扱いをそのまま引き継ぐ案
- (案2) 金商法監査における連結財務諸表上の特例的な取扱いにおける後発事象の起点を、連結計算書類における経営者確認書日に相当する日とし、(2)を引き継ぐ案

委員から、案2に同意する意見が聞かれた一方、「今後議論すべきテーマであり、ここでは単純に現行取扱いを引き継ぐ案1がいい」との意見も聞かれた。これを受けて、事務局から案2で文案を作成して、公開草案で意見を聞くとの説明がされた。

ような見直しの方針が示され、異論は聞かれなかった。

- ・法人税等会計基準において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置く。
- ・現行の法人税等会計基準等に定められている個別の税金ご

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
6月10日(火)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和7年5月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
6月30日(月)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和7年4月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和7年3月期) 2カ月延長法人(令和7年2月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(4月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(4月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1月、7月、10月期) ⑧ 個人の国外財産調書、財産債務調書の提出(令和6年12月31日現在)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

この具体的な取扱いは、補足文書において取扱いを示す。

**改正の方向性**

この方針を踏まえ、改正の方向性として、次の案が示された。

- (1) 原則的な定め  
「課税対象利益を基礎とする税金」と定義する。
- (2) 個別の会計基準等における対応

(1)の原則的な定めを、法人税等会計基準において定義し、適用対象となる税金を補足文書に列挙する。その定義から外れる住民税(均等割)、事業税(付加価値割)および事業税(資本割)

については個別の定めを置く。

税効果適用指針およびグループ通算制度に関する実務対応報告42号について、具体的な税金に言及している設例等を削除し、補足文書において示す。

回収可能性適用指針は、具体的な税金を列挙しない表現に見直す。

\*

専門委員から、方向性について異論は聞かれなかった。

専門委員長から、本年夏の終わりから秋の始めごろにかけて公開草案を公表し、本年中に最終化した旨の言及があった。

**国際会計**

**GHG排出開示に関するIFRS S2号の修正案、公表——ISSB**

去る4月28日、ISSBは公

27日)。

開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正——IFRS S2号の修正案」(Exposure Draft: Amendments to Greenhouse Gas Emissions Disclosures—Proposed amendments to IFRS S2) (以下、「本公開草案」という)を公表した(コメント期限は6月

27日)。本公開草案は、IFRS S2号「気候関連開示」(以下、「S2号」という)に基づく温室効果ガス(GHG)排出の測定と開示に関する要求事項の一部を緩和し、複雑性・二重報告のリスク・コスト負担を緩和し、S2号の適用を支援することを目的としている。

経理に「効く」法律雑字

**不当解雇**

弁護士 白川 敬裕

会社が従業員を解雇した場合、不当解雇か否かの紛争になることがあります。

解雇について、法律はどのように規定しているのでしょうか。

まず、契約の基本法である民法627条1項には、次のように書かれています。

(期間の定めのない雇用の解約の申入れ)

当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができ、この場合において、雇用は、解約の申入れの日から2週間を経過することによって終了する。

この条文により、従業員は、いつでも会社に退職(解約)を申し入れることができ、申入れの日から2週間が経過すれば退職となります。この条文に「各当事者は」と書かれていますので、会社も、いつでも従業員に解雇(解約)を申し入れることができるように思えます。

しかし、労働契約法16条は、次のように規定しています。

(解雇)

解雇は、客観的に合理的な

理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

特別法は、基本法である民法に優先して適用されます。

ですから、会社は、従業員を解雇しても、権利の濫用(不当解雇)に該当すれば、解雇は無効になるのです。

困ったことに、法律には、どのようなケースが不当解雇になるのか、具体的には書かれていません。

そもそも、労働契約法16条に書かれている文章の意味自体がわかりにくいと思います。

「①客観的に合理的な理由を欠き」、「②社会通念上相当である」と認められない場合」とは、どのような場合なのでしょう。

この規定を日常の言葉に置き換えると、次のような感じでしょうか。

- ① 客観的に合理的な理由を欠く…誰がみても「なるほど」と思えるような理由がない。
- ② 社会通念上相当である…認められない場合…常識的に考えて、解雇は行き過ぎ。

たとえば、他の従業員と比較すれば勤務成績が低いとしても、「誰がみても成績不良」というわけなければ、①に該当し、不当解雇になる可能性が高いといえます。

また、「誰がみても成績不良」の状況でも、「指導による改善が期待できる」とすれば、②に該当し、現時点での解雇は行き過ぎと判定されるでしょう。

もっとも、いわゆる新卒で入社した従業員と、即戦力として中途採用された管理職や技術者とは、事情が異なります。後者の場合、「期待された職責を果たさず、改善の意欲もない」といった程度の理由で解雇が有効とされた例があります。

会社内で犯罪行為(横領や窃盗)に及んだ従業員の解雇に関しては、誰がみても「なるほど」と思う解雇理由がありますし、常識に考えて解雇が行き過ぎともいえません。

このような明白なケースでない限り、一般的に裁判の予測は難しいところです。会社が解雇を検討する際は、過去の裁判例を踏まえて、慎重に検討を重ねるべきといえます。

## 本公開草案の主な内容

- (1) 「スコープ3」カテゴリ「15」のGHG排出の測定・開示からの除外可能項目の明示  
デリバティブおよび一定の金融活動・保険に関連するGHG排出を除外して測定・開示することを認め、除外を行った場合に実施する開示を規定する。
- (2) 世界産業分類基準(GICS)の利用の免除  
ファイナンスド・エミッションを産業別に分解する際にGICSの利用が免除される条件を示し、これに該当する場合に代替的な産業分類システムの利用を認める。GICSによらない場合、代替的なシステムと選択の根拠の開示を求める。
- (3) 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004年)」(GHGプロトコル)への準拠の免除  
当局または上場市場がGHGプロトコルと異なる方法を要求する場合、要求される方法に基づくGHG排出の測定ができることを明確化する。
- (4) 地球温暖化係数(GWP) 当局または上場市場が気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の最新評価と異なるGWPの使用を要求する場合、要求されるGWPの使用を認める。

### 適用関係

本公開草案は発効日を示していないが、早期適用を容認している。

## 債務交換の会計処理E.D、公表

### 国際会計

IFRSB  
去る4月30日、IFRSBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「債務―条件の変更と消滅(サブ・トピック470―50)および負債―負債の消滅(サブ・トピック405―20)―債務交換の会計処理」を公表した。  
現行では、企業が、既存の債券について条件の変更または債券の交換をする場合、「既存の

### 公開草案の内容

債務者が新たな債券を発行

し、債務者により既存の債券の義務が充足される、同一の債務者と債権者の間で現金が同時に交換される取引については、新しい債券に複数の債権者が関与し、次の双方の条件を満たす場合、その取引は「債務の消滅」として会計処理される。

- 既存の債務が契約条件に従って返済された、または市場条件で買い戻された
- 新しい債務が、発行者の通常の新規債券発行プロセスに従って、市場条件で発行された

一方、これらの条件を満たさない場合には、企業は、条件の変更または債券の交換により債券の条件が「かなり異なるかどうか」をサブ・トピック470―50のガイダンスに基づいて評価し、会計処理を決定する。条件を満たす場合には、条件を満たさない場合に要求されるキャッシュ・フローの変化に関する定量的な分析を行う必要はない。

### 適用関係等

公開草案は、適用日以後に発生する取引に将来に向かって適用され、早期適用は認められる。コメント期限は、5月30日まである。

## 金融

# 日銀政策の正常化と迫る判断の危機

日銀は5月8日、3月18、19日開催分の金融政策決定会合の議事要旨を公表した。そこからみえてくるのは、政策正常化への地ならしと、据置きに込められたニュアンスの微妙な綱引きだ。無担保コール翌日物の誘導目標は0.5%程度のまま据え置かれたが、委員からは物価と賃金の基調変化を明確に認識する発言が相次いだ。実際、2025年の春闘結果は平均で5.32%と、前年同時期の5.28%を上回り、2年連続で5%台の伸びを示した。消費者物価指数(生鮮食品を除く)も3月時点で前年比3.2%上昇と、日銀の想定よりも高い。企業による価格転嫁は中小にも広がり、2025年の食品価格値上目数は5カ月連続で前年超との民間調査結果もある。これほど賃金と物価の循環が現実化しつつあるなかで、0.5%の金利はもはや有効な金融緩和と見てリスクのほうが大きいといえる。さらに問題は、利上げの機会を逃しつつあることだ。米

国では年内2回ないしは3回の利下げまで視野に入れる向きもある。日米金利差の縮小はタイムラグを伴って国際的な資金フローに反映される。これは日銀の単独利上げには逆風になる。一方で中小企業の資金繰りには変化の兆しが見え始めており、3月度の倒産件数は前月比プラス11.8%と、再び増勢に転じている。長引く低金利政策の限界が示されている。このようなか、日銀に求められるのは緩和継続か否かではなく、緩和バイアスから脱するための条件整理と、その見通しをどう丁寧に語るかであろう。今の政策は景気刺激のツールではなく、過去の資産価格を支える保険装置と化しているといえる。市場が先に出口を織り込む前に、中央銀行自らがその構図を言語化できなければ、政策の信認は一気に傾く可能性がある。次の金融政策決定会合は、金利の有無よりも、説明の質が問われる局面となりそうだ。

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年 4月23日	企業会計基準公開草案83号 「期中財務諸表に関する会計基準(案)」等	ASBJ	中間決算と四半期決算で同じ会計基準等に基づき決算ができるように、企業会計基準33号「中間財務諸表に関する会計基準」等と企業会計基準12号「四半期財務諸表に関する会計基準」等を統合するもの。コメント期限は6月30日。 <a href="https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2025/2025-0423.html">https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2025/2025-0423.html</a>
2025年 4月23日	企業会計基準34号 「リースに関する会計基準」等の修正	ASBJ	2025年2月5日公布の改正会社計算規則において、「借手」の定義に企業以外の者が含まれることの明確化が図られていることを契機として、リース会計基準においても「借手」および「貸手」の定義を見直したものの。本修正は、会計処理および開示に関する定めを実質的に変更するものではない。 <a href="https://www.asb-j.jp/jp/news_release/407019.html">https://www.asb-j.jp/jp/news_release/407019.html</a>
2025年 4月24日	少額投資の在り方に関する勉強会報告書	東証	個人投資家が投資しやすい環境を整備する観点から、投資単位(最低投資金額)の引下げの取組みについて、上場会社各社の検討の一助となるよう、投資単位の引下げの意義や個人投資家が求める水準、投資単位の引下げに伴う上場会社の手続・負担等の課題に関する検討を行い、取りまとめたもの。 <a href="https://www.jpx.co.jp/corporate/research-study/small-investments/mklp77000000i04h-att/file.pdf">https://www.jpx.co.jp/corporate/research-study/small-investments/mklp77000000i04h-att/file.pdf</a>
2025年 4月28日	企業成長の道筋～投資家との対話の質を高める知財・無形資産の開示～	特許庁	ステークホルダーとの建設的な対話に資する知財・無形資産の開示に向けて、取り組むにあたってのマインドセットや、その方法を具体的に取りまとめたガイドブック。企業成長の道筋を示すために実践すべき活動や検討の進め方について、豊富な事例とともに紹介している。 <a href="https://www.jpo.go.jp/support/example/ip_disclosure_for_stakeholder.html">https://www.jpo.go.jp/support/example/ip_disclosure_for_stakeholder.html</a>
2025年 4月30日	「『稼ぐ力』を強化する取締役会5原則」、「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンスガイドランス」	経産省	日本の上場企業の「稼ぐ力」を強化するため、「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」において進められてきた検討を踏まえ、策定したもの。特にTOPIX500を構成する企業の取締役会や経営陣が、これらを活用しながら、「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレート・ガバナンスのさらなる取組みを行うとともに、他企業の取組みを牽引することが期待されている。 <a href="https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250430002/20250430002.html">https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250430002/20250430002.html</a>
2025年 4月30日	IR体制の整備義務化に係る対応・留意点	東証	IR体制の整備義務化(2025年7月予定)に先立ち、上場企業に対応してほしい事項や留意点を取りまとめたもの。自社の企業規模や株主構成等を踏まえ検討することが重要で、必ずしも、形式的にIR担当役員や専門部署・専任担当者の設置を義務づける趣旨ではない旨、CG報告書の「IRに関する部署(担当者)の設置」の補足説明欄に、自社のIR体制について記載を求める旨が示されている。 <a href="https://www.jpx.co.jp/news/1020/20250430-01.html">https://www.jpx.co.jp/news/1020/20250430-01.html</a>

証券

「相互関税」発動後の世界の株価

トランプ関税政策のピークは、4月上旬に発表・発動された相互関税であった。米国はこれまででの不公平を正すとして、自国の計算と判断によって関税の水準と内容を決めた。

この前代未聞の対外経済政策によって、世界各国は大きなショックを受けた。貿易、経済はどうなるのだ、という計り知れない不安の高まりからである。

当然ながら、対米貿易の依存度の高い国ほど反発や批判は強いが、各国は個別に米国に関税問題の交渉をしたい、と申し込む程度のことしかできない。

しかし、さすがの米大統領も各国の反発を考慮したのか、4月9日の相互関税の発動当日に上乗せ関税分の発効を9日間停止すると発表した。つまり、相互関税はすべての国・地域に対し共通して設けられた一律10%の基本関税分を課すことでスタートした。続いて、米国は相互関税の相手国と関税中心に貿易問題を話し合い、新たな合意形成を目指すことを表明した。

米国による相互関税が発動されて1カ月、世界はこの激動をどう受け止めてきたのだろうか。注目されるのは株価の動向であろう。出発点を相互関税の発動日とすると、世界主要国の株価はほぼ共通して緩やかな上昇傾向をたどってきたといえる。

関税引上げによる経済や生活、企業収益などへのダメージが懸念されることからすると、やや意外な結果ではなからうか。

もっとも、5月に入って株価が横ばい傾向を示す市場が増えたことには要注意だろう。また、4月2日の相互関税の発表直後に多くのマーケットが直前高値から2桁の下落に見舞われた。その後の発動日には株価底打ちという投資家心理が働き、株価の戻りへつながった可能性がある。

世界の株価は、国別の関税見直し交渉の結果に影響される展開になるのではなからうか。特に、他とは異なる内容になってしまった米中の関税問題については両国間の交渉の動向を注視していく必要があるだろう。